

「省エネ建材等級ラベルの表示に関する覚書」

〇〇窓販売会社（以下、「甲」という。）とサッシ協会加盟会社（以下、「乙」という。）とは、乙が製造および販売する部材等を用いて製作した製品に「窓の断熱性能表示」を甲が行うにあたり、次の通り覚書を締結する。

1. 定義

本覚書において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有するものとする。

- (1) 「本ラベル」とは、平成 22 年経済産業省告示 119 号「住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針」に基づき窓の断熱性にかかる情報を表示するラベルまたは刻印のことをいう。
- (2) 「対象部材」とは、乙が製造および販売する部材のうち、本ラベルの表示対象として、乙が別途指定するものをいう。
- (3) 「本製品」とは、甲が対象部材を用いて製作し、本ラベルを表示した製品をいう。

2. 対象部材の情報提供

乙は、甲が次に掲げる事項および本覚書に定める事項を遵守することを条件に、甲が本ラベルを本製品に表示するために必要な断熱性能・その他の情報を、甲に提供するものとする。

- (1) 甲は、乙が主催する窓の断熱性能表示および本ラベルに関する研修会等に参加するものとする。
- (2) 甲は、本覚書締結後直ちに品質管理責任者を選定し、これを乙に書面で報告するとともに、品質管理責任者を変更する場合は、速やかに乙に書面で報告を行うものとする。
- (3) 甲は、乙が示す断熱性能・その他の情報およびマニュアルに記載された製作方法に従って、正しく対象部材を用いて本製品の製作を行った上で、乙が指示する方法により本ラベルの表示を行う。
- (4) 甲が表示する本ラベルには、製造事業者としての甲の社名等を表示するものとする。
- (5) 甲は使用するガラスおよびその他の情報を乙に対し同時に提供するものとする。

3. 甲および乙の責任

本製品が本ラベルの表示する断熱性能を有しないことが判明した場合、甲は自己の責任と費用負担により是正措置を取るとともに、これにより第三者が被った損害を賠償するものとする。ただし、当該性能の不足が乙の責に起因することを甲が証明した場合は、この限りではない。

4. 乙による甲の支援

乙は、本ラベルの表示に必要な情報を提供するために研修会等を開催し、必要なマニュアル等の配付を行うものとする。

5. 表示後の管理

甲は本ラベルの表示履歴を、本製品の取引先への引渡し日から最低2年以上保管するものとし、乙から要望があった場合は速やかに開示しなければならない。ただし、当該表示履歴は、本製品に用いた対象部材の種類、本製品を設置した物件情報、販売先名、および表示した本ラベルの内容が判るよう、書面で作成するものとする。

6. 乙による確認

乙は、甲に事前に告知を行ったうえで、本製品の断熱性能担保状況および本ラベル表示状況を確認するために、乙による立入検査、乙が求める書面の提出その他必要な手続きを甲に求めることができる。

7. 本覚書に違反した場合

甲が本覚書に違反したと乙が認めた場合、乙は本覚書を直ちに解除できる。この場合、甲は、乙および第三者が被った損害を賠償するとともに、本ラベルの不適切な表示が行われている本製品がある場合は、直ちに甲の責任と費用負担により必要な是正措置をとるものとする。

8. 本覚書の契約期間

本覚書の有効期間は締結日から1年間とし、甲乙どちらかが本覚書を解除する場合は、前条の場合を除き3ヶ月前までに通知するものとする。当該申し出がない場合は、同一条件にて1年間自動延長し、以後も同様とする。ただし、本覚書が終了または解除した後も第3条（甲および乙の責任）および第5条（表示後の管理）は有効に存続するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月 〇〇日

甲

乙